



春季火災予防運動が始まります

全国統一防火標語「**忘れてない？ サイフにスマホに火の確認**」の下に春季火災予防運動が全国一斉に実施されます。

- ・ 期 間 平成31年3月1日（金）から3月7日（木）までの7日間
- ・ 重点目標 「住宅防火対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」等

・ 住宅用火災警報器について



消防法が改正され全ての住宅（一般家庭）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は2006年（平成18年）6月1日から、既存住宅は市町村条例により定められた日から住宅用火災警報器を取り付けなければなりません。

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」という時に住宅用火災警報器が適切に作動するよう、火災予防運動の時期などに、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

当消防本部は、この春季火災予防運動に呼応し、2月から3月にかけて各ご家庭を訪問し、住宅用火災警報器の設置状況調査を行う可能性もありますので、ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。

・ 放火火災を防ぐために



放火を防ぐためには、ゴミ出しの時間を守る、家の周りや死角となりやすい箇所に燃えやすいものを置かないなど、自治会及び住民等、地域が一体となって放火されない環境づくりを推進し継続的に取り組むことが大切です。

オートバイや自動車への放火は、ボディカバーに防災製品の物を使用することで防げる場合があります。また、自宅の駐車場にセンサー付きの照明器具などを設置することも効果的です。

命を守る7つのポイント



火災のニュース等では焼死と報道されるケースが多いのですが、焼死に至る約8割は、煙や有毒ガス（一酸化炭素、塩化水素、シアン化水素など）によって、体の自由が奪われ逃げ遅れることが原因と言われています。

寝たばこでは、灰皿にたまった吸殻が燃えるだけで、有毒物質を含む大量の煙が部屋に充填します。煙に気づき目が覚めても、状況によっては身動きが取れない場合もあります。

3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。